

新旧对照表

箱根町手数料条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

別表第2（第2条関係）

1 消防法（昭和23年法律第186号）の規定による事務に関するもの

| 手数料を徴収する事務 | 手数料の金額 |
|---|--|
| 1～2 (略) | (略) |
| 3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 | <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 <u>57万円</u></p> <p>(4) 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下この項及び6の項において「省令」という。）第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所 ((5)において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち省令第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所 ((5)において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。) 及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。) の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>88万円</u></p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>107万円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>120万円</u></p> |

旧（改正前）

別表第2（第2条関係）

1 消防法（昭和23年法律第186号）の規定による事務に関するもの

| 手数料を徴収する事務 | 手数料の金額 |
|---|--|
| 1～2 (略) | (略) |
| 3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 | <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 <u>53万円</u></p> <p>(4) 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則(昭和34年總理府令第55号。以下この項及び6の項において「省令」という。)第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所((5)において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち省令第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所((5)において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>83万円</u></p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>101万円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>112万円</u></p> |

新（改正後）

- エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 152万円
- オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 178万円
- カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 407万円
- キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 534万円
- ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 649万円

(5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 118万円
- イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 141万円
- ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 158万円
- エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根

旧（改正前）

エ 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 142 万円

オ 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 166 万円

カ 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 388 万円

キ 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 510 万円

ク 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 629 万円

(5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 113 万円

イ 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 1 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 134 万円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 150 万円

エ 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満の浮き屋根

新（改正後）

| | |
|------|---|
| | <p>式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵所 <u>194万円</u></p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>226万円</u></p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>455万円</u></p> <p>キ 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>582万円</u></p> <p>ク 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>707万円</u></p> |
| (6) | <p>岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>593万円</u></p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上 50 万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>747万円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が 50 万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>1,090万円</u></p> |
| 4~14 | (略) |

旧（改正前）

| | |
|----------|--|
| | <p>式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>183万円</u></p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>214万円</u></p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>435万円</u></p> <p>キ 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>557万円</u></p> <p>ク 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>677万円</u></p> |
| | <p>(6) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>575万円</u></p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上 50 万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>725万円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が 50 万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>1,070万円</u></p> |
| 4~14 (略) | (略) |

新（改正後）

15 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査

(1)～(2) (略)

(3) 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 42万円

イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 56万円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 73万円

エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 96万円

オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 109万円

カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 166万円

キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 190万円

ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 212万円

(4) 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 53万円

旧（改正前）

| | |
|--|--|
| 15 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査 | (1)～(2) (略) |
| | (3) 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>41万円</u> イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>54万円</u> ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>70万円</u> エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>92万円</u> オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>104万円</u> カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>160万円</u> キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>182万円</u> ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>203万円</u> |
| | (4) 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>49万円</u> |

新（改正後）

- イ 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 1 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 68 万円
- ウ 危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 103 万円
- エ 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 141 万円
- オ 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 178 万円
- カ 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 343 万円
- キ 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 419 万円
- ク 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 480 万円

- (5) 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 932 万円
- イ 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上 50 万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 1,260 万円
- ウ 危険物の貯蔵最大数量が 50 万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 1,730 万円

16 (略)

(略)

旧（改正前）

| | |
|--------|--|
| | <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 1 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>63 万円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>99 万円</u></p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>131 万円</u></p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>172 万円</u></p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>332 万円</u></p> <p>キ 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>406 万円</u></p> <p>ク 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>465 万円</u></p> |
| | <p>(5) 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>910 万円</u></p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上 50 万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>1,240 万円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が 50 万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>1,700 万円</u></p> |
| 16 (略) | (略) |

新（改正後）

17 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査

- (1) 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 32万円
- イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 46万円
- ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 75万円
- エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 102万円
- オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 130万円
- カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 315万円
- キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 387万円
- ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 446万円
- (2) 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 269万円

旧（改正前）

17 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査

- (1) 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 31万円
- イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 43万円
- ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 72万円
- エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 96万円
- オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 121万円
- カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 295万円
- キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 362万円
- ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 417万円
- (2) 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 266万円

新（改正後）

イ 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上 50 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 323 万円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が 50 万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 483 万円

(3) (略)

2 (略)

旧（改正前）

イ 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上 50 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 319 万円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が 50 万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 479 万円

(3) (略)

2 (略)

